

さいたま市  
障害者も健常者も共に地域で暮らせる  
ノーマライゼーション条例(仮称)について  
(最終報告)

平成22年12月21日  
さいたま市障害者施策推進協議会

はじめに

この報告は、平成21年11月10日に清水勇人市長がさいたま市障害者施策推進協議会に「障害者も健常者もともに地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）」を諮問したことへの答申であり、また、この間の条例づくりに参画された方々をはじめとするすべての市民への取り組みの最終報告でもあります。

この条例づくりは、多くの市民にとって期待と不安の入り混じる状況からはじまりました。100人委員会や条例学習会に集われた大勢の皆さんの熱気、地域から寄せられた差別事例集にみる憤りや生き辛さ、この条例がどのようなものになるのかという不安など、この間の市民による話し合いの歩みは、さまざまな紆余曲折と喜怒哀楽を交えながら進んできたものです。

私たちが最終答申に至るまでにもっとも大切にしてきたことは、国連障害者の権利条約の指し示す方向性、地域の現実、そして皆さんの話し合いの歩み中で出された声です。これらは条例づくりの出発点であり、未来に向けた地域づくりの原動力でもあります。

障害のあるなしにかかわらず誰もがともに地域で安心して暮らす——この当たり前で壮大なテーマを前に、理念・理想を追い求めることに終始するのではなく、ましてや天を見上げて諦観していたわけではありません。

私たちはまず、今日なお、制度・物的環境の不備や差別・偏見等に由来するさまざまな困難が生み出され続けている事実を改めて確認することをしました。次に、これら問題の克服に資する障害規定や制度上の課題の洗い出しを行いました。そして最後に、この条例に盛り込むべき考え方・取り組み・仕組み等を明らかにしてきたのです。

条例を制定するには、まだまだ市民全体の歩調が合い切れていないという声もあるでしょう。しかし、本年2月から今日までの限られた期間であるとはいえ、多くの市民の参画による知恵と力から紡ぎ出された最終報告をまとめることができたのです。だからこそ、私たちはこの最終報告にもとづく条例が制定されることによって、すべての市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた、より多くの市民の漸進的で着実な歩みを始めることができることを確信して止まないのです。

さいたま市が全国に先駆けた一歩を踏み出すことを心から願い、この最終報告を市民の皆さんと市長に報告します。

平成22年12月21日

さいたま市障害者施策推進協議会  
会長 宗澤忠雄

<b>第1章</b>	<b>条例づくりの経過</b> .....	<b>4</b>
1	障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)について	
2	諮問から答申までの経緯について	
	(1) 諮問	
	(2) 差別と思われる事例の収集	
	(3) 条例検討専門委員会の設置	
	(4) 条例について話し合う100人委員会の設置	
	(5) 中間報告の提出	
	(6) タウンミーティングの実施	
	(7) パブリックコメントの実施	
	(8) 答申の提出	
<b>第2章</b>	<b>条例検討専門委員会の報告</b> .....	<b>6</b>
1	条例検討専門委員会について	
2	条例検討専門委員会の開催日程、話し合いテーマ	
3	条例検討専門委員会で議論された事項	
4	ヒアリング調査について	
5	ヒアリングで話し合われた事項	
	(1) 交通関係	
	(2) 雇用・生活関係	
	(3) 福祉サービス関係	
	(4) 教育関係	
<b>第3章</b>	<b>条例について話し合う100人委員会の報告</b> .....	<b>13</b>
1	条例について話し合う100人委員会について	
2	100人委員会の開催日程、参加者数、話し合いテーマ	
3	議論の中で出てきた課題及び改善要望	
4	100人委員会から「障害に関する市民会議」へ	
<b>第4章</b>	<b>条例の周知・理解促進に係る取り組みの報告</b> .....	<b>17</b>
1	シンポジウム	
2	条例についての学習会	
	(1) 知的障害者向け条例学習会	
	(2) ノーマライゼーションについて理解を深める学習会	
3	一般市民への周知に係る取り組み	
	(1) Jリーグ	
	(2) さいたま市ふれあいスポーツ大会 2010	

- (3) 条例 PR 横断幕
- (4) ノーマライゼーション条例制定 WEB
- (5) 100 人委員会通信

**第5章 タウンミーティングの報告..... 19**

- 1 タウンミーティングについて
- 2 タウンミーティングの開催日程、参加者数
- 3 議論の中で出てきた課題
- 4 アンケートの実施について

**第6章 条例要綱（案）について..... 23**

- 1 条例の要綱（案）について
- 2 条例の要綱（案）の特徴
- 3 条例の要綱（案）の概要
  - 第一 総則
  - 第二 障害者の権利擁護
    - 一 障害者への差別の禁止等
    - 二 障害者への虐待の禁止等
  - 第三 障害者の地域生活の支援
  - 第四 障害者の自立及び社会参加の支援
  - 第五 障害者の発達支援及び教育の充実
  - 第六 補則

**障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）要綱（案）..... 27**

**障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）要綱（案）  
簡明版..... 38**

## 第1章 条例づくりの経過

- 1 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)について  
本条例は清水勇人市長のマニフェストをベースにした「しあわせ倍増プラン2009」に掲載されているものです。ノーマライゼーションの理念が市民一人ひとりの意識の中で育まれ、障害のある人もない人も地域の中で共に暮らしていく地域づくりを行っていくことを目指し、指定都市初の条例制定に向け、取り組んできました。市民全体が課題を共有し、誰もが地域の中で、自分らしく生きていける都市「さいたま」を作り上げるため、国が進めている障害者の権利に関する条約の批准にむけた準備等を注視しつつ、市民の皆さまに意見を伺いながら、条例の内容等について、調査及び審議を重ねてきました。
- 2 諮問から答申までの経緯について
  - (1) 諮問  
障害者施策推進協議会は、平成21年11月10日に市長から「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)」の諮問を受けました。
  - (2) 差別と思われる事例の収集  
障害のある人を取り巻く状況を分析するときの基礎データとして、条例づくりに活用するため、差別と思われる事例を収集し、521件の事例が寄せられました。
  - (3) 条例検討専門委員会の設置  
諮問事項を集中的に調査・審議し、条例に関する報告案を作成するため、学識経験者、医療、法律、福祉分野の専門家、教育委員会及び市民からの公募委員などで構成される条例検討専門委員会を平成22年1月に設置しました。
  - (4) 条例について話し合う100人委員会の設置  
当事者を含む公募の市民が集まり、意見を出し合うため、条例について話し合う100人委員会を平成22年3月に設置しました。
  - (5) 中間報告の提出  
平成22年9月13日に、市民から寄せられた障害者差別と思われる事例及び条例検討専門委員会や条例について話し合う100人委員会等で出された課題と論点を整理し、条例案をまとめ、中間報告として市長に提出しました。答申に向けた検討を行うため、中間報告を施策推進協議会や条例検討専門委員会、条例について話し合う100人委員会の参加者に配布し、いただいた貴重なご意見を参考にしながらさらに協議を重ねてきました。

(6) タウンミーティングの実施

さいたま市では、市長と市民が直接対話をする機会として「タウンミーティング」を、平成21年度より各区で実施しています。平成22年度後半は「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）」をテーマとして開催されました。

(7) パブリックコメントの実施

平成22年11月18日から12月17日まで、更に幅広い市民の方の意見をいただくためにパブリックコメントを実施しました。

(8) 答申の提出

以上のような検討を重ね、このたび答申がまとまりましたので、市長に提出するものです。

## 第 2 章 条例検討専門委員会の報告

### 1 条例検討専門委員会について

条例検討専門委員会は条例について話し合う100人委員会の議論を踏まえ、論点の整理や大綱の作成を行い、最終的に条例案を作成し、障害者施策推進協議会に報告することを目的とし、平成22年1月に設置され、全10回開催されました。条例検討専門委員会の委員は、学識経験者、医療、法律、商工の専門家、福祉事業者、教育委員会、当事者及び当事者の家族から選出され、話し合いを重ねました。

#### 【条例検討専門委員会名簿(敬称略・順不同)】

選出分野	所属及び職名	氏名
学識経験者	埼玉大学教育学部准教授	宗澤 忠雄
学識経験者	日本社会事業大学准教授	平野 方紹
医師	与野医師会	鈴木 仁史
弁護士	埼玉弁護士会高齢者・障害者権利擁護センター	柴野 和善
商工	埼玉トヨペット株式会社	渡辺 新一
福祉事業者	社会福祉法人鴻沼福祉会常務理事	斎藤 なを子
福祉事業者	社団法人やどかりの里常務理事	増田 一世
当事者の家族	特定非営利活動法人さいたまNPOセンター	野辺 明子
公募・当事者	日立化成工業株式会社(公募委員)	嶋垣 謹哉
教育委員会	学校教育部 指導2課 主任 指導主事特別支援教育係長(当時)	玉井 康仁
教育委員会	学校教育部 指導2課 課長補佐	桑原 啓一郎
教育委員会	生涯学習振興課 人権教育推進室 室長補佐	山本 修一

※宗澤委員が条例検討専門委員長を務めました。

※玉井委員は平成22年3月末をもって異動し、4月より後任として桑原委員、山本委員が就任しました。

※任期は平成22年1月19日から平成22年12月31日です。

### 2 条例検討専門委員会の開催日程、話し合いテーマ

全10回開催され、100人委員会やヒアリング等を通じて表出した課題の整理を行い、条文案を作成するために、議論・作業を重ねました。

回	日付	話し合いテーマ
第1回	平成22年1月19日	専門委員会の役割について
第2回	平成22年2月16日	差別事例について
第3回	平成22年3月16日	100人委員会、ヒアリングについて

第4回	平成22年4月20日	条例の目的について
第5回	平成22年5月18日	基本構想について
第6回	平成22年6月15日	条例の構成案について
第7回	平成22年7月20日	中間報告案について
第8回	平成22年9月21日	条例の前文案、名称案について
第9回	平成22年10月19日	最終報告にむけて
第10回	平成22年11月16日	最終報告案について

### 3 条例検討専門委員会で議論された事項

#### ① さいたま市における現実、課題を議論の出発点とすること

条例づくりの過程において、差別という問題を広く捉え、障害者の生きづらさ、やりにくさ、或いは「とまどい」といったことを含めてどうすればいいのかを考えました。実際にさいたま市が抱えている現実、問題を明らかにするため、市民から「障害者差別と思われる事例」を募集し、議論の出発点にしました。差別する側、差別される側という二項対立で、差別する人を告発していくようなイメージではなく、互いに生きづらさや障壁を乗り越えていく動きをつくっていくために、さいたま市がやらなくてはならないこと、市民が考えなくてはならないことは何かを考え、議論を重ねました。

#### ② 市民が主体となり、議論を重ねていく100人委員会を設置すること

「100人」というのは定数ではなく、「多くの」という意味です。市民が主体となり、議論を重ねていく場として、条例について話し合う100人委員会を設置し、参加したいという市民に制限を設けることなく参画いただきました。そして、条例づくりに向けて、障害当事者、家族、福祉関係者及び一般市民等、様々な立場の方が輪になり、日頃感じていること、改善したいと考えていること、市や市民への提案等について発言をいただきました。全ての市民が権利の主体として、共に議論を重ねていく取り組みは、異なる立場の方々の相互理解を深める機会にもなりました。

条例検討専門委員会では、100人委員会の具体的な運営方法、話し合いテーマについても検討しました。また、どんな方にも制限なく参加してもらうために、わかりやすい資料を作成し、わかりやすい話し方で説明すること、点字資料、電子ファイル、手話通訳及び要約筆記等の情報保障を行うこと、知的障害の方への十分な説明の場を設けること、及び議論で話し合われたことは、条例制定WEBに掲載すること等についても確認しました。そして、100人委員会で出された一つ一つの貴重な意見を受け止め、条例に組み込んでいくために、技術的な検討を重ねました。

#### ③ 現状把握と今後の方向性を明らかにするため、ヒアリングを実施すること

ヒアリングの対象先を選定し、ヒアリングの目的及び方法について話し合いまし



た。ヒアリングの目的としては、差別事例を1つずつ取り上げて責任を追及するのではなく、なぜこういう問題が起きているのか、経緯や現場の人達がどう見ているのかを明らかにし、問題を解きあかし、共有していくこと、一生懸命にやっていること、先進的にやっていることを聞き、今後の方向性を明らかにすることとしました。

#### ④ 障害者権利条約の考え方に即して条例を策定すること

市長諮問の際の発言、「現在、国が進めている、障害者の権利条約の批准にむけた準備等を注視しつつ、市民の皆様の御意見も伺いながら、障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例の内容等について調査及び審議を」ということを受け、障害者の権利条約に即して条例をつくっていくことを確認し、障害者を権利の主体として真ん中に据え、本条例を考えてきました。

#### ⑤ 障害者の権利を擁護するための仕組みをつくること

障害者の権利を擁護するため、「何人も、障害に対し、差別をしてはならない」と明確に言い切ることになりました。この差別には、障害者権利条約にある「合理的配慮をしないこと」も含まれます。それでも障害者に対して差別が行われた場合に相談する窓口として、障害者生活支援センターを位置づけるとともに、障害者の権利に関する委員会を設置し、助言や斡旋を行うこととしました。

また、明確な権利侵害である虐待行為を被った場合には、通報する窓口を設置するとともに、対応機関が立ち入り調査や助言指導を行う仕組みが必要です。障害者虐待は児童虐待や高齢者虐待と重なる部分があること、職場や行政が加害者となる可能性があることもふまえ、具体的な検討を重ねてきました。福祉事務所と障害者生活支援センターが中心となり、関係機関と連携を図りながら、虐待の防止に取り組めます。

#### ⑥ 地域生活支援の必要に応じて、分野横断的に対応する仕組みを充実させること

障害者が支援を必要とする際に、医療、教育、就労など、項目毎に窓口が分かれ、繋がりが無いことが課題として指摘されました。また、障害を受容できず、ニーズがあっても汲み取れないまま、社会的に孤立している方も多くいます。初期段階に障害を受容し、当事者組織へ繋いでいくこと等も含め、あらゆる課題において、個の実情に対応していくためには、関係機関、専門職間の連携が欠かせないことを再確認しました。

これまでさいたま市地域自立支援協議会は、①医療と福祉、教育、就労等、あらゆる機関のネットワーク、専門職間の連携を障害者の地域生活支援の必要に照らして改善、向上させていくこと、②ネットワークの改善だけでは克服しえない問題、社会資源不足の実情があれば、さいたま市の施策の立案をするさいたま市障害者施策推進協議会に対して社会資源開発の提案をしていくことを役割としてきました。

本条例の中に改めて地域自立支援協議会を位置づけることにより、ネットワークを活かした支援をより一層充実させていくことを目指します。

#### ⑦ ICF の考え方に基づき、包括的に障害を捉えること

障害者権利条約では、障害をできる限り包括的に捉えています。国際的な基準であるICF（※）では、障害を個人の問題とするのではなく、社会が必要な支援を提供しないことを問題としています。これは社会モデルとしての考え方であり、環境が変わっていけば障害はなくなっていくという考え方です。そうした考え方に基づき、本条例で対象とする障害者を「要支援状態にある心身に障害のある者」としました。従来障害者施策の中に規定されてきた障害者だけではなく、①各法の障害者の規定に合致しない障害程度の者、②各法の障害者に範囲の合致しない障害程度の者、③各法に規定された障害者であるが制度対象になっていない者（未申請者等）も含め、できる限り包括的に捉えています。

※ICF・・・国際生活機能分類:国際障害分類改定版(International Classification of Functioning, Disability and Health, ICF)

#### ⑧ 誰もが共に暮らしていける地域づくりを行うために、市の方向性を示すこと

ノーマライゼーションの理念が市民一人ひとりに育まれ、障害のある人もない人も共に暮らしていける地域づくりを行っていくための根拠となるよう、市や市民の責務を明確にしました。そして、①法律が対象としない障害の人も含め、包括的に障害の範囲を捉えること、②制度に裁量がある場合は、最大限に取り組んでいくというさいたま市の方向性を示すこと、③制度について足りないことがあれば、それについて考えていく姿勢を示すこと、④さいたま市として問題について考え、県や国に意思表示をすることを確認しました。本条例を根拠とし、さいたま市障害者施策推進協議会での施策の検討・充実に関する議論に繋げていきます。

#### ⑨ 条例を市民にわかりやすく伝えていくこと

条例の名称については「だれもがともに暮らせる」と「権利」を想起できる、わかりやすいものとする、障害者の「害」の字をひらがなにしておくかという意見もありましたが、「障害」は個人にあるのではなく社会にあり、社会から受けるものという「社会モデル」を採り入れることから、安易にひらがなにすることはしないということを確認しました。

また、条例の表記については、できる限りわかりやすくしてほしいとの要望が寄せられましたが、法律的な形式要件に基づくため、わかりづらい表現がどうしても含まれてしまいます。そのため、知的障害者や小学生にもわかりやすい簡易版・要約版を作ることを確認しました。

#### 4 ヒアリング調査について

現状把握を中心としながら、差別解消、権利保障に向けた課題を明らかにすること及び今後の方向性を共有し、連携を図っていくための第一歩とすることを目的とし、関係団体へヒアリングを行いました。

回	日付	テーマ	調査対象
第1回	平成22年4月13日	交通関係	JR東日本大宮支社 埼玉高速鉄道株式会社 埼玉新都市交通株式会社 埼玉県バス協会 埼玉県タクシー協会
第2回	平成22年5月11日	雇用・生活関係	埼玉県経営者協会 埼玉中小企業家同友会 さいたま商工会議所 埼玉県銀行協会 埼玉県旅行業協会 埼玉県雇用開発協会
第3回	平成22年6月18日	福祉サービス関係	さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会 埼玉県精神保健福祉士協会 株式会社ウィングル 障害者支援施設しびらき さいたま市社会福祉事業団
第4回	平成22年6月22日	教育関係①	さいたま市立西原小学校
第5回	平成22年10月8日	教育関係②	東松山市立総合教育センター

#### 5 ヒアリングで話し合われた事項

##### (1)交通関係

バス、電車利用に関する課題を中心として話し合われました。障害者が自由に移動できるようにするためには、可能な限り事前連絡を入れなくても、鉄道やバスの利用が可能な状態をつくることが重要な課題として確認されました。また、市内のバスの4割はノンステップバスになってきていますが、道路の整備が進んでおらず、活かされないという課題が指摘されました。市は長期的な計画のもと、バス停付近の道路環境の整備を進めていく必要があります。

交通運賃については、精神障害者の交通運賃が割引にならないことについて、差別事例で多く意見が寄せられています。厚生労働省の通知に基づく適用となっているため、国へ提言していく必要性についても話されました。また、運賃確認のために、手帳で障害種別などのプライバシーを開示することに抵抗を感じる方もいます。それに対して事業者側から、市や県がバスカードのようなものを発行してはどうか

との提案がありました。

こうした課題については、継続的な議論、検討が必要です。今後も協力し、取り組んでいくことを確認しました。

## (2) 雇用・生活関係

障害者雇用及び障害者が日常生活の中で一般サービスを利用することに係る課題について意見を交換しました。

雇用については、健常者も就労が難しく、最低賃金を割ってしまうような生活をしている人もいる中で、障害者もその競争の中に入ってしまったという現状が指摘されました。そして、障害者の就労を促進するための方策について話し合いました。具体的には、雇用側のニーズと障害当事者のスキルを整理し、マッチングを図りやすくする仕組みをつくること、障害者雇用の成功事例を集積し、それに基づいた雇用主の紹介をすること、フルタイム雇用だけでなく、短時間勤務も含め、障害者雇用に関する多様なイメージを持てるよう情報提供を行っていくこと等が提案されました。同時に、条例制定後の就労支援システムの充実に向けて継続的に議論を重ねていくことを確認しあいました。

障害者に対するサービス提供については、銀行やATMでの情報保障やコミュニケーション支援の必要性、介助犬の理解促進などについて課題を共有しました。

## (3) 福祉サービス関係

障害者と普段から接する立場から、行政への提言がなされました。具体的には、地域イベントや防災訓練などを通じて、障害のある人と地域住民が触れ合う機会をつくってほしい。グループホーム等での立ち上げの際に地域住民に理解を求められるよう支援してほしい。高齢の障害者が、障害の相談、高齢の相談を一本で受け付けてくれるような窓口やコーディネーターの仕組みを整備してほしいといった意見が寄せられました。

## (4) 教育関係

① 特別支援学級の学級担任であるかどうかにかかわらず、全校にいる特別なニーズのある子どもたちに対応する先生方同士の支え合いが非常にうまくいっている小学校でのヒアリングとなりました。その中でも、特別支援教育コーディネーターの見識がとて高く、非常に大きな役割を担っており、通常学級の中にある特別なニーズがある子ども達がいる場合でも、特別支援学級の担任の先生が作った教材や対応方法について、すぐに通常学級の担任と話し合うシステムをつくっていました。特別支援教育コーディネーターの専門性を高め、校内の教師間が日常的に連携を図っていく環境をつくることの大切さを改めて確認しました。

② 東松山市における就学相談の実施状況や特別支援教育の現状及び課題について

ヒアリングを行いました。就学相談においては、通常学級、特別支援学級、特別支援学校それぞれのメリット・デメリット及び学校の詳細について十分な説明を行い、理解した上で入学してもらうということを基本的なスタンスとしています。その上で、介助員・看護師の配置に最大限傾注し、通常学校から特別支援学校への機能訓練などを通じた交流を活発に行う等、様々な取り組みを行っていました。それに対して、特別支援学校から通常学校への交流学习を増やすこと、継続していくためにハード面の整備と人材の育成をすることが課題として挙げられました。また、様々な支援は保護者の理解のもと実施できるものも多く、保護者が子どもの障害の特性に気づき、受容していくことの重要性も共有されました。

## 第3章 条例について話し合う100人委員会の報告

### 1 条例について話し合う100人委員会について

条例について話し合う100人委員会（以下「100人委員会」という）は①「誰もが共に地域で暮らせるさいたま市」を目指す条例づくりのため、市民が主役となって話し合い、意見交換する場をつくる。②障害のある人、家族、関係者や市民が集まることで、コミュニケーションの輪をつくる。ことを目的とし、平成22年3月に設置され、全11回開催されました。100人委員会の委員は公募により選出され、当事者、家族、福祉関係者、一般市民の方々が参加し、議論を重ねました。

### 2 100人委員会の開催日程、参加者数、話し合いテーマ

全11回開催され、延べ727名(うち当事者259名)が参加し、話し合いを重ねました。

回	日付	参加者数 (うち当事者)	話し合いテーマ
第1回	平成22年3月30日	92(35)	体験に基づく差別事例について 条例に対する要望について
第2回	平成22年4月27日	84(34)	市と市民の役割について
第3回	平成22年5月8日	71(25)	教育、子育てについて
第4回	平成22年5月25日	80(32)	基本構想について
第5回	平成22年6月12日	54(19)	就労について
第6回	平成22年6月29日	64(25)	福祉サービスについて
第7回	平成22年7月10日	53(19)	条例の構成案について
第8回	平成22年7月27日	67(15)	中間報告案について
第9回	平成22年9月11日	51(18)	中間報告について
第10回	平成22年9月26日	62(20)	条例の名称、前文案、中間報告 について
第11回	平成22年12月3日	49(17)	条例要綱(案)報告会

### 3 議論の中で出てきた課題及び改善要望

全11回の100人委員会において、障害のある人が地域で暮らす実態をもとに、様々な課題、改善への要望が出されました。

#### ■ 条例の名称、前文

##### ① 障害者を権利主体として捉え、誰もが共に暮らせる地域づくりを目指すこと

障害のある人が権利の主体であること、誰もが共に地域で暮らしていく地域づくりを目指すことが、わかりやすく伝わるような名称にしてほしいという意見が多く

出されました。条例の名称の中に「障害者」という言葉を入れるかどうかは意見が分れましたが、障害のある人の権利を真ん中に据えて、全ての人の権利と豊かさ、幸せの実現を目指す願いを込めた名称とすることを確認しました。

前文についても、こうした理念を高らかに掲げ、障害のある人もない人も全ての人が、自分らしく、人として豊かに、地域の中で安心して暮らす権利があることを示してほしいという声が寄せられました。

## ■ 条例の考え方、市の責務、障害者の権利擁護

### ② 手帳制度の狭間で必要な支援を受けられない障害者への支援を充実させること

難病や発達障害など手帳対象にならない障害者や、障害の程度が軽い人、障害の自己受容がなかなかできない人などは、何らかの障害によって様々な困難があるにもかかわらず、現行の法制度では障害者として扱われないという課題があります。障害者手帳を基準にして支援の有無を決めるのではなく、障害の範囲を包括的に規定し、何らかの障害によって様々な困難を抱えている人に十分な支援を行き届かせることが必要です。

### ③ 支援が必要な人にきちんと情報を届け、相談窓口を充実させること

障害者に向けた様々な支援、サービスがあっても、制度が複雑でわかりづらいという声が多く寄せられました。そのため、必要な人に必要な情報が届かず、分からないままの人がいます。障害のある人が様々なライフステージを通して途切れなく支援が受けられるようなシステムをつくり、多様な課題について一括して相談できる窓口を整備してほしいとの意見がありました。

### ④ 市内における様々な障害者差別を克服していくための仕組みをつくること

市民から「障害者差別と思われる事例」を募集したところ、521件の事例が寄せられました。地域生活、家庭生活、就労、教育など様々な場面において、障害者が地域で生活していく中で差別や虐待を受けた時に相談でき、解消していくための仕組みを早急につくることが求められています。

## ■ 障害者の地域生活の支援

### ⑤ 障害者が自ら選択した地域で住めるようにすること

現状、障害者への賃貸拒否や地域住民からのグループホーム建設の反対等、障害者が自ら選択した地域で住むことが阻まれる事例があります。障害者が安心して地域で生活できるよう、住まいの確保並びに居住の継続のために必要な施策を講じることが求められています。

### ⑥ 障害の特性を理解し、十分な情報保障・コミュニケーション支援を行うこと

意思疎通が困難な障害者が生活していくためには、様々な場面で、その障害の特

性を理解し、必要な配慮を行うことが求められます。しかし、手話通訳者の不足や利用制限が課題として指摘されました。また、災害時に必要な情報が伝わってくるのか、不安の声が挙がっています。手話通訳者養成講座の拡充など、必要な配慮を行うための環境整備や、災害時に地域で助け合っていくためのネットワークの構築が求められています。

#### ⑦ 医療と福祉が連携を図り、途切れのない支援を提供していくこと

現状では医療と福祉の連携が十分になされていないため、「障害がある」と医療で診断されても、福祉へと繋がらず、孤立している障害者や家族がいるとの声が挙げられました。また、長期入院者に地域生活に必要な情報が十分に提供されず、退院後の生活に不安を抱えているとの意見もありました。医療と福祉、双方の機関が連携を図り、途切れのない支援を提供していくことが必要です。

#### ⑧ 障害者が安心して医療を受けられるようにすること

障害があることによって医療が受けづらい現実があります。命にかかわる大きな問題であるため、早急に改善を図っていくことが求められます。

### ■障害者の自立及び社会参加の支援

#### ⑨ 障害者の個に応じた支援を充実させ、障害者の就労の機会を拡大すること

障害者を雇用している企業はまだまだ少ない現状です。障害のある人が働くことに関する情報を企業に提供し、理解の促進を図るべきという声や、さいたま市行政が積極的に雇用してくべきとの意見がありました。障害のある人が働くためには、社会準備訓練・職業準備訓練の充実、面接の段階でのサポート、勤務時間や仕事内容に関する配慮、職場のバリアフリー化及び理解促進、通勤の支援・情報保障も含めた就職後のフォローなど、個に応じた支援が必要です。また、職場における障害者への差別や偏見もなくしていかなければなりません。中核的な機関と関係機関が連携し、障害者が必要とする就労に係る支援を、生活面を含め、一体的且つ継続的に講じていくことが求められます。

#### ⑩ 福祉的就労における障害者の待遇を改善すること

作業所等における就労においては、月 3,000～5,000 円の工賃であるため、労災や年金などの保障がなく、自立して生活することが難しい現状です。

#### ⑪ 移動支援の範囲を拡大し、障害者の自立及び社会参加を促進すること

現状の移動支援制度では、使い方、対象が限られており、移動に支援が必要な障害者の地域生活を大きく制限するとともに、家族に過度の負担がかかっています。「障害者も健常者も共に地域で暮らせるまちづくり」という理念に基づいて、支援範囲をこれまで対象外としていた通勤、通学等まで拡大することにより、介助を必



要とする障害者及び家族の負担を軽減すると共に、自立及び社会参加の機会を拡大することが求められています。

#### ⑫ 市内のあらゆる施設におけるバリアフリー化を拡充すること

さいたま市内の公共施設、交通機関、民間施設等、様々な場所で、障害のある人が移動、生活しづらい環境になっている場所が多くあるという指摘がなされました。障害のある人が安心して移動し、生活を送ることができるよう、バリアフリー化を拡充することが必要です。

### ■ 障害者の発達支援及び教育の充実

#### ⑬ 障害児のニーズを捉え、それぞれの子どもにふさわしい教育を保障すること

さいたま市内における特別支援学級の少なさが課題として指摘されました。障害のある子もいない子も幼い時から共に支え合い、お互いを理解し合う環境をつくることが大切です。それと同時に、個々のニーズに即した支援及び専門的な教育を受けることが保障されなければなりません。障害のある児童が地域で必要な教育を受けられるよう、当事者及び保護者に十分な情報を提供していくと共に、教員の専門性を高め、受入環境の整備・充実を図っていくことが必要です。

#### ⑭ 市民全体が障害の理解を促進し、「共に生きる」ための取り組みを行うこと

さいたま市民全体が障害や障害者についての理解を深め、障害のある人が地域で共に暮らせる環境をつくっていけるよう、学校現場、生涯学習の機会を活用し、具体的な取り組みをしていくことが必要です。

### ■ 条例の推進体制

#### ⑮ 条例を推進させていくための仕組みをつくること

この条例制定後も、条例を生きたものとしていくため、条例の実施状況を検証、見直しをしていくための仕組みが必要です。障害者施策推進協議会で障害者のニーズに応じた施策を検討していくこと、障害者施策推進本部にて市内での連携を取りながら施策を行っていくこと、障害者を含む市民が相互に意見交換を行う市民会議の場を継続して持つことへの要望が寄せられました。

#### 4 100委員会から「障害に関する市民会議」へ

100人委員会は一般市民が障害について知ったり、異なる障害のある人が交流し、相互に理解を深めたりする良い機会となりました。互いに話し合い、解決していくためのこうした取り組みは、条例制定後に設置される、「障害に関する市民会議」に繋がっていきます。

## 第4章 条例の周知・理解促進に係る取り組みの報告

### 1 シンポジウム

平成22年2月11日に「誰もが共に地域で暮らしていけるノーマライゼーション条例(仮称)制定に向けたシンポジウム」を実施しました。対象は全市民とし、当日は、障害当事者、保護者、福祉関係者、行政関係者、一般市民等、延べ350名(うち障害当事者約100名)が参加しました。内容としては、俳優の石井めぐみ氏が「障害者と健常者が共に暮らせるまちづくり」をテーマに講演を、条例検討専門委員会の宗澤委員長、柴野委員、野辺委員、平野委員、嶋垣委員が「障害者差別と思われる事例をめぐって」パネルディスカッションを行い、市民の方と一緒に条例づくりの議論を始める出発点となりました。

### 2 条例についての学習会

#### (1) 知的障害者向け条例学習会

知的障害者向けに権利や条例について説明し、理解を深めるための学習会を開催しました。こうした学習会の参加により、広い意味で条例づくりに参加いただくと共に、100人委員会への参加のきっかけになりました。

回	日付	対象(参加者数)	話し合いテーマ
第1回	平成22年4月24日	知的障害者(21名)	権利について
第2回	平成22年5月22日	知的障害者(12名)	ミニ100人委員会

#### (2) ノーマライゼーションについて理解を深める学習会

北九州市立大学の小賀久教授を招き、100人委員会参加者、教育関係者を対象に、条例についての学習会を行いました。北欧・デンマークの事例を中心としながら、「ノーマライゼーション」について考えを深める場となりました。

回	日付	対象(参加者数)	話し合いテーマ
第3回	平成22年7月24日	100人委員会参加者、教育関係者(60名)	北欧・ノーマライゼーションの実現—デンマークを中心に

### 3 一般市民への周知に係る取り組み

#### (1) Jリーグ

平成22年8月15日 大宮アルディージャ対ジュビロ磐田(NACK5スタジアム)において、条例の啓発活動を行いました。当日は9,742名の観衆に対して市長が自らマイクを握って条例のPRを行うとともに、ハーフタイムには市長と市民が条例制定をPRする横断幕を持ち、場内を一周しました。また、オーロラビジョンや場内アナウンス、チラシ配布などによる啓発活動を行いました。

(2) さいたま市ふれあいスポーツ大会2010

平成22年9月19日、岩槻文化公園で行われた「さいたま市ふれあいスポーツ大会2010」において、大宮アルディージャの協力のもとでブラインドサッカーの普及イベントを行い、ノーマライゼーションという理念の啓発活動を行いました。

(3) 条例PR横断幕

大宮西口ペDESTリアンデッキに条例制定をPRする横断幕を掲示しました。

(4) ノーマライゼーション条例制定WEB

さいたま市ホームページの中に、条例づくりのためのページ「ノーマライゼーション条例制定WEB」を特設し、条例検討専門委員会、条例について話し合う100人委員会での議事録、配布資料等を掲載しました。

(5) 100人委員会通信

条例づくりの経過を市民に周知するため、条例について話し合う100人委員会の議論の様子、条例の内容、今後の予定などを新聞にまとめ、ホームページで公開するとともに、各区役所や市内公共施設にて配布しました。(全5回発行)

## 第5章 タウンミーティングの報告

### 1 タウンミーティングについて

さいたま市では、市民一人ひとりが幸せを実感することができる市政にするため、市政をより身近に感じてもらい、より良いコミュニケーションの確保と信頼関係を構築するとともに、市民の意見を市政に反映していくことを目的として、市長と市民が直接対話をする機会となる「タウンミーティング」を、平成 21 年度より各区で実施しています。

平成 22 年度後半は「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）」をテーマとして開催されました。

### 2 タウンミーティングの開催日程、参加者数

全 10 回開催され、延べ 119 人が参加し、市長と意見交換をしました。

開催区	開催日	参加者数 (傍聴数)	開催場所
大宮区	平成 22 年 10 月 2 日	12 (0)	生涯学習センター
西区		19 (1)	西区役所
北区	平成 22 年 10 月 16 日	11 (2)	北区役所
見沼区		14 (0)	見沼区役所
緑区	平成 22 年 10 月 24 日	13 (0)	プラザイースト
岩槻区		17 (1)	岩槻駅東口コミュニティセンター
中央区	平成 22 年 11 月 21 日	12 (2)	与野本町コミュニティセンター
桜区		11 (0)	桜区役所
浦和区	平成 22 年 11 月 23 日	11 (3)	浦和コミュニティセンター
南区		19 (2)	さいたま市文化センター

### 3 議論の中で出てきた課題

全 10 回のタウンミーティングにおいて、「障害者が置かれている状況」や「障害に関するイメージ」などの障害者を取り巻く社会の状況や、条例制定に向けた話し合いを行い、条例の推進や既存の制度の改善に対する要望、行政機関のあり方など、様々な意見が出されました。

#### ■ 条例が掲げる理念の推進や啓発について

##### ① 障害に対するモラルやマナーを一般市民に積極的に周知し啓発を図ること

障害に理解を持たない一般市民のノーマライゼーションに対する理解を深めなければ、障害者への差別を防止することはできません。そこで、条例の趣旨に基づくモラルやマナーを、市の責務として一般市民に広く周知し啓発していくことが必

要です。

② 市職員に条例の理念を理解させ、市が率先した意識改革を行うこと

条例の趣旨を市民に普及させるために、まずは市が率先してノーマライゼーションの理念を理解し、障害者に配慮した行政サービスの提供ができるようになることが必要です。そのための諸施策の実施が望まれています。

③ 施策を条例の理念に沿った形で実行するため、必要な財政措置を行うこと

条例が理念だけで終わらないためには、理念に沿った施策の実行が必要です。そのために、さいたま市の厳しい財政状況の中からも障害者福祉施策の向上につながるよう適切な財政措置を行っていくことが求められています。

④ 条例制定後も市民の意見を活かすとともに、全庁をあげて取り組むこと

条例制定をきっかけとし、様々な施策に繋げていくため、条例の推進体制の整備が求められています。「市民会議」を設置し、「条例について話し合う100人委員会」と同様に、市民目線で条例の推進状況を検証し、障害者施策推進本部に提言できる体制を構築するとともに、障害者施策推進本部をつくり、全庁横断的に施策を推進していく必要があります。

⑤ 努力義務で終わる条項のないよう、条例に実施義務がつくようにすること

条例の各項が努力義務で構成されてしまうと、理念だけで終わってしまうという危険を内包することとなります。そのような危険をなくすため、理念に沿った施策の実行が図れるような条例とすることが必要です。

■ **障害者支援施策の充実について**

⑥ 様々なライフステージを通して切れ目のない支援を行うこと

年齢や住環境などの諸条件によって受けることのできる支援が異なることのないよう、ライフステージの移り変わりに影響されず、生涯を通じて必要な支援が受けられる制度づくりが求められています。

⑦ 障害者の雇用の場の確保に積極に取り組むこと

障害者の雇用の場の確保にあたっては、障害者に対する就労支援だけでなく、ハローワーク等の関係機関と連携した障害者の雇用先の開拓や就労後も雇用が継続して行われるような支援が行われることが重要です。また、今以上に市自らが率先して障害者雇用を行い、民間事業者の見本となることも求められています。

■ **行政機関の在り方について**

⑧ ケースワーカー及び教職員の専門性や相談の継続性に配慮した人事を行うこと

福祉事務所のケースワーカーや障害児教育に携わる教職員については、通常の周期による人事異動ではなく、その専門性や相談の継続性などを勘案し、より長期間にわたって継続して同一の業務を担えるよう配慮するとともに、専門職としての養成研修を行うなど、職員の専門性を高める取組みを行うことが重要です。

#### ⑨ 「福祉のまちづくり条例」などの他制度との連携を図ること

障害者が地域でくらしやすいまちの実現のためには、各種福祉施策や権利擁護などの諸制度だけでなく、障害者に配慮したバリアフリー環境が整備されることも大切です。そこで、ノーマライゼーション条例（仮称）と福祉のまちづくり条例の両者が一体となって運用されるよう、関係部局間の連携を図ることが大切です。

#### 4 アンケートの実施について

全10回のタウンミーティングでは、参加した方に条例に対するご意見などを伺うアンケート調査を実施し、35名の方から回答を得ました。

当日の議論の中では、条例に批判的、あるいは制度の改善を求める声が多く寄せられた一方で、条例について好意的なご意見や条例に関する取組みに積極的な関わりを希望されるご意見を多数いただきました。アンケートで寄せられたご意見の一部をご紹介します。

#### ■ 障害者の権利が制限されていると感じることは何ですか？

##### ① 人権に関する教育が不足している

- ・ 幼児教育の時点から人権に関する教育をもっと積極的に行うなど、一般市民の理解を進める取組みが必要ではないか。

##### ② 住まいの場の確保が非常に困難

- ・ 障害を理由に住まいの場を自由に選択できない現状がある。保障人制度や所得保障などの支援体制の構築が必要であると感じる。

##### ③ 障害者を「保護の対象」とする施策が問題

- ・ 現状での社会福祉が障害者を保護の対象としてきたことが権利の制限につながっているのではないか。これからは障害者が社会の一員として生活するために必要な支援を提供することが、障害者が「権利の主体」として自立することにつながる。

#### ■ ノーマライゼーション社会をつくっていくために、あなたがしたいと思うこと、できると思うことは何ですか？

##### ④ 条例の周知について

- ・ このような条例が制定されるということを知らない人がたくさんいる。まず

- そういう人達にノーマライゼーション社会の必要性を伝えていきたい。
- ・ 回覧板にノーマライゼーションの記事をつける。

⑤ 自分自身が障害者に差別意識を持たないこと

- ・ 社会の意識を変えるためには、まず自分自身から変わることが大切だ。
- ・ 今まで以上に障害者に手を差し伸べていく。
- ・ 障害の特性について学んでいきたい。
- ・ 障害者とあいさつや短くても会話を交わす努力をする。

■ 条例について、ご意見があればお書きください。

⑥ ノーマライゼーションへの第1歩として評価できる

- ・ 理念を明文化することで、ノーマライゼーション社会の実現への第1歩になる。
- ・ こうした条例が作られるのはとても良い。是非実のあるものになってほしい。
- ・ 大変良い内容だと思っています。早期実現に向けて努力してほしい。

⑦ 具体的な施策が見えない

- ・ 中間報告で示された内容からは、具体的な施策にどうつながるのかが見えない。
- ・ 予算をどこに割り振るのかと明確にして市の特色を示して欲しい。
- ・ 条例に基づいた具体的な仕組みや対策を作って欲しい。

## 第6章 条例要綱（案）について

### 1 条例要綱（案）について

この条例は、「しあわせ倍増プラン2009」に基づき、国が署名した国連の障害者の権利に関する条約の方向性に沿って、ノーマライゼーションの理念が市民一人ひとりの意識の中で育まれ、障害のある人もない人も地域の中で共に暮らしていく地域づくりを行っていくために制定するものです。これまでに市民の皆さまから寄せられた意見を受け止め、条例要綱（案）を作成しました。

### 2 条例要綱（案）の特徴

#### ① 障害者は「保護の対象」ではなく「権利の主体」です。

これまでは、障害のある人に社会が福祉を行うものとして、「保護の対象」という位置づけで施策が行われていましたが、この条例では、障害のある人を社会の一員として責任を分担し、必要な支援を受けながら、自分で決めたことや選んだことに基づいて社会のあらゆる分野の活動に参加、参画する「権利の主体」として捉えます。

#### ② 障害者の権利を守ります。

「障害」が社会の障壁との相互作用により生ずるものとの考え方から、「障害者」の定義は、社会モデルを採り入れたものとします。

障害のある人の権利を守るために、障害のある人の差別を解消するための取組を行います。実際に差別が行われたときに相談や助言、あっせんを行う仕組みを作り、差別をやめるように勧告したり、場合によっては公表したりすることとします。この「差別」には合理的配慮に基づく措置を行わないことを含みます。

また、虐待を防止するための取組も行います。虐待の相談窓口を設けるとともに、「虐待」されている障害のある人を発見したときは、通報しなければならないとします。実際に通報があった場合は、立ち入り調査を行い、障害のある人の安否を確認し、解消にむけた措置を行います。

#### ③ 地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います。

- ・ 障害のある人とその家族の負担が軽減されるよう総合的な生活支援を行います。
- ・ 障害のある人が働けるように、きめ細かい就労支援を行います。
- ・ 障害のある人が住んでいる地域の学校に通えるようにするとともに、みんながともに学ぶことができるような教育を行います。

#### ④ ノーマライゼーション社会の実現のための施策を漸進的に進める仕組みづくりを規定します。



ノーマライゼーションとは条例を制定した瞬間に実現するものではなく、継続的かつ漸進的に取り組んでいくことにより、ノーマライゼーション社会に近づいていくものとの考え方から、取り組み状況を検証する仕組みをつくります。

### 3 条例要綱（案）の概要

#### ■ 第一 総則

##### 障害者を権利の主体として捉え、誰もが共に暮らせる地域づくりを行います。

障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利を尊重します。そして、障害のある人の権利を守り、自立及び社会参加を支援する仕組みを作ることによって、市民だれもが地域社会の一員として日常生活を送り、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう地域づくりを行います。

条例に基づき、市は障害者のための施策を総合的かつ計画的に実施します。また市民は、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域でだれもが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めます。

##### 障害者の範囲を拡大し、合理的配慮に基づく措置を行わないことも差別に含みます。

障害者の定義については、障害を包括的に捉える定義を置くことで、難病患者など、社会的な支援を継続的に必要としている方を含むものとし、また差別については、これまでに寄せられた、障害者に対する差別と思われる事例を参考に6つの類型を例示として置くとともに、障害のある人が障害のない人に比べて機会の均等が損なわれるようなことや、合理的配慮に基づく措置を行わないことも差別として包括的に規定します。

#### ■ 第二 障害者の権利擁護

##### 障害者への差別の解消にむけた仕組みをつくります

障害者の権利に関する委員会を設置し、助言やあっせんを行うと共に、障害者に対して差別が行われた場合の相談窓口として、相談支援事業者（障害者生活支援センター）を位置づけます。あくまで、助言とあっせんが目的ですが、改善が認められないときは、市長が勧告及び公表をすることで差別の解消を担保します。

##### 障害者への虐待の防止及び解消にむけた仕組みをつくります。

障害者に対して虐待が行われた場合に通報をうける窓口を設置するとともに、虐待を発見した場合、市民や事業者等に通報する義務を規定します。そして、通報を受けた場合、対応機関が立ち入り調査等を行い、安否の確認を行います。その上で、関係機関との連携や他の法令を駆使し、虐待の防止に取り組みます。

### ■第三 障害者の地域生活の支援

#### 各機関が地域自立支援協議会で連携し、一体となって支援を行います。

障害者が地域で安心して生活できるよう、これまで個々に活動していた各機関が地域自立支援協議会で集い、支援体制の整備や課題の解決に向けた検討及び連携に向けた協議を行います。こうした取組を通して明らかになった施策、課題等については障害者施策推進協議会に報告し、障害者総合支援計画に反映させていきます。

#### 障害者の自立を助長し、その家族の負担を軽減するための総合的な支援を行います。

市や関係機関が連携し、障害者の自立を助長し、その家族の負担を軽減するための総合的な支援を行います。また、成年後見制度の利用促進を図り、後見的支援が必要な障害者に必要な支援を行います。

#### 障害者が自ら選択した地域で生活することができるよう必要な支援を行います。

住まいの確保については、障害者が自ら選択した地域で生活することができるよう、必要な措置を講じます。

#### 情報伝達及び意思疎通が困難な障害者に必要な支援を行います。

それぞれの障害の特性を理解し、双方向の情報伝達及び意思疎通のために必要な配慮を行います。また、市は災害発生時その他の緊急時に、速やかに障害者と連絡が取れるようにするための調査を行い、緊急時に必要な支援を行います。

### ■第四 障害者の自立及び社会参加の支援

#### 障害者が必要とする就労及び社会参加のための支援を行います。

市や関係機関が連携し、障害のある人が必要とする就労支援を一体的かつ継続的に行います。また、障害のある人の活動範囲を拡大するために、障害の特性に対する理解を前提とした、移動等を円滑化する様々な支援を行います。

### ■第五 障害者の発達の支援及び教育の充実

#### ライフステージに応じて一貫した切れ目のない支援を行います

障害のある人の乳幼児期、学齢期及び成年期を通じて一貫した、切れ目のない支援を行います。

#### 障害者一人ひとりのニーズに沿った包括的な教育を行います。

市と市立の学校は、個々の障害者が必要とする教育と支援の内容に沿った包括的な教育を行います。市と市立の学校は、教育の目標・内容・手立てとして、それぞ

れの子どもに何が必要か、何がふさわしいのかを見極め、それぞれの子どものニーズに即した学校で教育を受けられるようにします。

#### ■第六 補則

##### 条例の理念を実現するために、推進体制を整備し、施策を実施します。

条例の理念を実現するために、障害に関する市民会議を設置し、障害当事者を含む市民が地域の実態や事業について意見を交換し、推進協議会に報告します。障害者施策推進協議会では、地域の実情や市民会議で寄せられた意見及び地域自立支援協議会の報告を踏まえ障害者総合支援計画を策定するとともに、市長に提言を行います。市は各部局と連携し、条例の理念を踏まえ、施策が実施されるようにします。

#### ■附則

##### 条例制定後 5 年を目処に見直しを行います。

条例の施行状況や、他の法令の動向を注視しながら、条例施行後 5 年を目処に見直しを行います。

# 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）要綱（案）

## 目次

### 前文

#### 第一 総則

#### 第二 障害者の権利擁護

##### 一 障害者への差別の禁止等

##### 二 障害者への虐待の禁止等

#### 第三 障害者の地域生活の支援

#### 第四 障害者の自立及び社会参加の支援

#### 第五 障害者の発達の支援及び教育の充実

#### 第六 補則

#### 附則

だれもが皆、その人らしく、人として豊かに生活をする権利を有している。だれもが、本来、自らの決定及び選択に基づいて社会のあらゆる分野の活動に参加及び参画する権利を有している。それらの権利の主体であることは、障害のあるなしにかかわらない。

その人の障害のあるなしにかかわらず、地域生活において当たり前活動し、社会参加をするに当たって、何らかの制約を受けることがあるとすれば、憲法で保障されている基本的人権の侵害となる。

さいたま市は、国際連合で採択された障害者の権利に関する条約がめざす、障害を理由とするいかなる種類の差別もない社会の実現をここに宣言する。

その目指す社会は、人として当たり前の権利と自由を、障害のある人にもない人にも同じように認める社会である。

さいたま市民は、障害のあるなしにかかわらず、だれもが、基本的人権の主体であって、社会の一員である。そのさいたま市民が、誰も侵すことができない基本的人権の主体として、尊厳をもって、未来にわたって、安心して地域で生活できる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

#### 第一 総則

##### （目的）

- 一 この条例は、市民が障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することを保障するため、障害者の権利を擁護するとともに、その権利の主体である障害者の自立及び社会参加を支援するために、市が講じるべき措置等を定めることにより、もって市民だれもが地域社会を構成する

一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(定義)

- 二 この条例において「市民」とは、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- 2 この条例において「事業者」とは、市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- 3 この条例において「障害」とは、心身の機能、身体の器官、肢体又は肢体を構成するものに、欠損、喪失等があることにより、日常生活又は社会生活（以下「日常生活等」という。）を営む上で社会的な支援を必要とする状態をいう。
- 4 この条例において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する身体障害、知的障害若しくは精神障害又は発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害がある者
  - (2) 障害があるとともに、日常生活等において活動の制限、又は参加の制約を受けている者であって、前項の状態が継続的にある者
- 5 この条例において「合理的配慮に基づく措置」とは、等しく市民として障害者の個人の尊厳及び権利が尊重され、その権利を享受し行使するために必要な、日常生活等を支障なく営むことができるようにするために提供される当該障害者の環境を調整する措置（当該障害者の勤務時間又は職務内容の変更で事業目的の達成の妨げとなるもの、既存の建築物の本質的な構造の変更その他の社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担を課すものを除く。）をいう。
- 6 この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為をいう。
  - (1) 日常生活等において知り得た障害者の氏名その他当該障害者の身上に関する事項又はその他の知り得た事項をみだりに用いて、当該障害者の日常生活等を妨げること。
  - (2) 教育を行い、又は受けさせる場合において、障害者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えない、若しくは合理的配慮に基づく措置を行わない、又は障害者若しくはその保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）を決定すること。
  - (3) 障害者を雇用し、業務に従事させる場合において、当該障害者に合理的配慮に基づく措置を行わないこと。
  - (4) 不特定かつ多数の者に対して行っている、医療、福祉サービス、商品若しくはサービスの提供又は不動産の取引を、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由に拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。

- (5) 不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設の本質的な構造上やむを得ない場合、本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、当該建物その他の施設又は当該公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。
- (6) 障害者が日常生活等を営む上で必要と認められる情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、正当な理由なく、障害を理由として、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。
- (7) 前各号に規定するもののほか、正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者の取扱いに比べて障害者を不利に取り扱い、又は取り扱おうとすること。

7 この条例において「虐待」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 障害者にわいせつな行為をすること、障害者をしてわいせつな行為をさせること又は障害者であることを理由に、本人の意思に関わらず、交際若しくは性的な行為を不当に制限すること、又は生殖を不能にすること。
- (3) 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与えること。
- (4) 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること。
- (5) 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- (6) 前各号の事実を知りながら、又は障害者が自らの利益や健康を明らかに損なう行為を継続的に行っていることを知りながら放置すること。

8 この条例において「後見的支援を要する障害者」とは、現に福祉サービス等を選択して利用することができないため、日常生活等を営むことが困難な市内に居住する障害者であって、保護者及び養護者（障害者を現に養護するものであって、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第36条に規定する指定障害福祉サービス事業所又は同法第38条に規定する指定障害者支援施設従事者等以外のものをいう。以下同じ。）がいない、又は保護者が監護を行うことができず、養護者がいない者をいう。

（基本理念）

三 障害者への差別を克服するための取組は、市、市民、事業者及び障害者の医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関（以下「各関係機関」という。）が障害者を権利の主体であると認識し、その権利を尊重し、それぞれの障害に対する理解を深めることにより行われなければならない。

2 障害者の権利の擁護及び障害者の自立並びに社会参加に対する支援に関する施策の推進に当たっては、市、市民、事業者及び各関係機関がそれぞれ相互に連携し、障害者の選択及び自立を尊重することにより行われなければならない。

3 障害者の権利の擁護及び障害者の自立並びに社会参加に対する支援に関する施策の推進に当たっては、市、市民、事業者及び各関係機関がそれぞれの責務に従い、障害者が市民の一員として地域に生活し、それぞれにふさわしい役割を果たすことができるよう取り組むことにより行われなければならない。

(市の責務)

四 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、障害者基本法その他の関係法令との調和を図りながら、障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(市民等の責務)

五 市民及び事業者は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域でだれもが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めなければならない。

(計画及び進行管理)

六 市長は、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するためさいたま市障害者総合支援計画（以下「計画」という。）を策定するとともに、毎年度、別に定める障害者施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）に計画に基づく施策の実施の状況を報告しなければならない。

2 推進協議会は、前項の報告に対して意見を述べるものとする。

## 第二 障害者の権利擁護

### 一 障害者への差別の禁止等

(差別の禁止)

七 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

(申立て)

八 障害者は、差別が行われた事実があると認めるときは、市長に対し、委員会（二十七に規定する委員会をいう。十の第1項、第2項、第3項、十一の第1項において同じ。）が当該差別に係る事案（以下「事案」という。）を解決するための助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。

2 障害者の保護者又は養護者、事業者及び各関係機関は、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前各項の申立ては、その事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

- (1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができるものであって行政庁の行う処分取消し、撤廃又は変更を求めるものであること。
- (2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであること（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- (3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。

（事案の調査）

九 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について、障害者自立支援法第77条に規定する地域生活支援事業を行う相談支援事業者（以下「相談支援事業者」という。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

（助言及びあっせん）

- 十 市長は、八の第1項又は第2項の申立てがあったときは、委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について審議を求めるものとする。
- 2 委員会は、八の第1項又は第2項の申立てに対し助言又はあっせんを行うことが適当と判断した場合にあっては、当該申立てに係る事案の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。
- 3 委員会は、前項に定める助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、当該助言又はあっせんに係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

- 十一 委員会は、前条第2項の助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、市長に対して当該差別を解消するよう勧告することを求めることができる。
- 2 市長は、前項に規定する求めがあった場合において、差別をしたと認められる者に対して、当該差別を解消するよう勧告することができる。この場合において、市長は、前項の求めを尊重しなければならない。
- 3 市長は、正当な理由なく九に規定する調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告するものとする。

（公表）

十二 市長は、前条第2項の規定による勧告を行ったにもかかわらず、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合にあっては、当該勧告内容



を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、差別をしたと認められる者に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、差別をしたと認められる者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで公表することができる。

## 二 障害者への虐待の禁止等

### (虐待の禁止)

- 十三 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

### (体制の整備等)

- 十四 市は、虐待の通報を受け、虐待を早期に発見し、及び虐待に対応するための体制を整備しなくてはならない。
  - 2 市は、虐待された障害者及びその保護者又はその養護者の相談を受け、必要に応じ、助言及び指導を行うための体制を整備するものとする。
  - 3 市長は、相談支援事業者と連携し、虐待の早期発見及び被虐待者の迅速な安全確認を行うものとする。

### (通報)

- 十五 市民、事業者、及び各関係機関は、虐待を受けたと思われる障害者を発見したときは、速やかに、これを市長に通報しなければならない。
  - 2 事業者及び各関係機関は、前項の規定による通報をした者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

### (通報を受けた場合の措置)

- 十六 市長は、前条第1項の規定による通報を受けたときは、当該通報に係る障害者への虐待の防止及び障害者の保護を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、障害者自立支援法その他関係法令の規定による権限を適切に行使するものとする。

### (立入調査)

- 十七 市長は、虐待により、障害者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
  - 2 障害者の保護者、障害者の養護者、事業者及び各関係機関は、前項の規定による調査及び質問に協力しなければならない。
  - 3 第1項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(虐待防止の取組状況の公表)

十八 市長は、毎年度、虐待の件数、虐待の状況及び虐待があった場合に講じた措置の内容を公表するものとする。

### 第三 障害者の地域生活の支援

(地域生活の総合的な支援)

十九 市は、障害者が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、日常生活等を営む上での課題及び障害の特性を理解し、当該障害者の自立の助長並びにその家族の負担の軽減のための総合的な支援を行うよう努めなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業所、障害者自立支援法第77条に規定する地域生活支援事業を行う事業者及び社会福祉法第4条に規定する社会福祉を目的とする事業を営む者は、サービスの提供に当たっては、福祉サービスの質の向上並びに障害者及びその家族が必要とする福祉サービスの実施に努めなければならない。

3 市及び相談支援事業者は、相談及び支援の実施に当たっては、専門技術及び職業倫理の向上並びに障害者及びその家族が必要とする福祉サービスの把握及び充実に努めるとともに、別に定める指針に従い、事業者及び各関係機関と緊密な連携を保ち、支援体制の総合的な調整を行わなければならない。

(成年後見制度等の利用促進)

二十 市は、後見的支援を要する障害者が地域において安心して生活を営むことができるよう、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための制度(以下「成年後見制度等」という。)の円滑な利用のために必要な支援を行わなければならない。

2 市は、成年後見制度等の支援を行う人材の育成を行うよう努めなければならない。

(障害者の住まいの確保)

二十一 市は、障害者が自ら選択した地域で生活することができるよう、障害者の居住する場所の確保及び居住の継続のために必要な施策を講じるよう努めなければならない。

2 事業者は、障害者又は障害者と同居する者と不動産の取引を行う場合において、さいたま市福祉事務所設置条例(平成13年5月1日条例第168号)第2条に規定する福祉事務所(以下「福祉事務所」という。)及び相談支援事業者と連携し、障害者が地域で暮らしていくために必要な居住する場所の確保に努めるものとする。

(意思疎通等が困難な障害者に対する配慮等)

二十二 市が行事を開催するとき並びに情報の提供及び通信を行うときは、意思疎通が困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、必要な配慮を行うよう努めなければならない。

2 市は、意思疎通又は相互に情報の提供し、若しくは利用することが困難な障害者に対し、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

3 市は、災害発生時その他の緊急時に、速やかに障害者と連絡が取れるようにするための調査を行い、それぞれの障害の特性を理解し、災害発生時その他の緊急時に必要な支援を行わなければならない。

4 事業者は、地域で生活するために必要なサービスを提供するに当たり、意思疎通又は情報の提供若しくは提供を受けることが困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、必要な配慮を行うよう努めるものとする。

#### 第四 障害者の自立及び社会参加の支援

(障害者の就労支援)

二十三 市は、障害者が就労により自立した生活を送ることができるよう、指定障害福祉サービス事業所との連携の下、障害者が必要とする就労に係る相談及び支援を行う体制を整備し、障害者の就労の支援を障害者の生活支援と一体的に、かつ、継続的に行わなければならない。

2 事業者は、それぞれの障害の特性を理解し、障害者に対し、雇用の機会を広げるとともに、就労の定着を図るよう努めるものとする。

(障害者の社会参加の支援)

二十四 市は、障害者の移動の支援に当たっては、障害者が地域で生活していく上での課題及びそれぞれの障害の特性を理解し、すべての市民、事業者及び各関係機関の協力の下、障害者の活動範囲の拡大に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市は、道路、建物その他の施設の整備及び管理に当たっては、利用する障害者の障害の特性を十分に理解し、必要な配慮を行うよう努めなければならない。

3 事業者は、障害者が建物その他の施設又は公共交通機関を利用するときは、その障害の特性を理解し、必要な配慮を行うよう努めるものとする。

#### 第五 障害者の発達の支援及び教育の充実

(切れ目のない支援の実施)

二十五 市は、障害者の乳幼児期から生涯を通じて一貫した切れ目のない支援を確保するための措置を講じるよう努めなければならない。

2 市は、個々の障害者が必要とする保育及び支援の内容を把握し、各関係機関との連携の下、必要とする支援を確保するための措置を講じるよう努めなければならない。

い。

(障害者に対する包括的な教育の実施)

二十六 市及び市が設置する学校は、個々の障害者が必要とする教育の内容及び支援の内容に沿った包括的な教育を行わなければならない。

2 市及び市が設置する学校は、障害者が、それぞれ必要とする教育を受けることができる学校を生活する地域において選択できるようにするため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 市は、教職員に対し、障害者に対する理解を深めるための措置を講じるとともに、学校教育法第72条の規定による特別支援教育における教職員の専門性の向上を図らなくてはならない。

4 市及び市が設置する学校は、学校教育、社会教育及び生涯学習の場において、障害者に関する理解の促進が図られるよう必要な措置を講じなくてはならない。

## 第六 補則

(障害者の権利に関する委員会)

二十七 市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議するため、さいたま市障害者の権利に関する委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、差別を防止又は解消するための施策について、推進協議会と連絡及び調整を行うものとする。

3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 障害者

(2) 学識経験を有する者

(3) 事業者の代表者

(4) 関係団体の代表者

(5) 市民代表者

(6) 関係行政機関の職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域自立支援協議会)

二十八 市長の諮問に応じ、障害者の地域生活の支援に関する事項を調査審議するため、さいたま市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」）を設置する。

2 自立支援協議会は、次に掲げる事項について調査審議する

(1) 障害者が安心して地域で生活するための社会資源の開発及び施策に係る課題

の解決に向けた検討を行うとともに、支援のための連携に向けた協議を行うこと。

- (2) 障害者の地域生活を支援するための処遇の方策を研究し、福祉事務所及び相談支援事業者に対し、必要な助言を行うこと。
- 3 自立支援協議会で明らかになった施策課題等について、毎年度、推進協議会に報告を行うこと。
- 4 自立支援協議会は、委員12人以内をもって組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 相談支援事業者の代表者
  - (3) 事業者の代表者
  - (4) 関係団体の代表者
  - (5) 関係行政機関の職員
  - (6) 市職員
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (市民会議)

二十九 障害者に関する施策の課題について障害者を含む市民が相互に意見交換を行う、障害に関する市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

- 2 市長は、市民会議で交換された意見を、推進協議会に報告しなければならない。

#### (障害者に対する理解の推進)

三十 市長は、障害者に対する理解を広げることについて市民の模範となる行為をしたと認められる者を推奨することができる。

- 2 推進協議会の委員は、前項の行為をしたと認められる者を市長に推薦することができる。

#### (委任)

三十一 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (検討)

- 1 市は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況及び障害者に係る法制度の動向を勘案し、推進協議会の提言をもとにこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

# しょうがいしゃ けんじょうしゃ とも ちいき くらせる 障害者も健全者も共に地域で暮らせる

## のーまらいぜーしょんじょうれい かしょう ノーマライゼーション条例（仮称）

### ようこう あん かんめいばん 要綱（案）簡明版

じょうれい し ぜんこく せいれいしていと し はじ せいてい  
この条例は、さいたま市が全国の政令指定都市で初めて制定するものです。  
し しょうがい ひと ひと しみん ちいき なか とも  
さいたま市は、障害のある人もない人も市民として地域の中で共に  
く りねん すいしん  
暮らしていくノーマライゼーションの理念によるまちづくりを推進します。

#### ぜんぶん 【前文】

じぶん ゆた せいかつ じぶんじしん き えら しゃかい  
だれもが自分らしく豊かな生活をおくことや、自分自身で決め選び、社会  
さんか けんり けんり しょうがい かんけい  
参加する権利をもっています。その権利は、障害のあるなしに関係なくもっ  
ているものです。

けんぽう こくみん ちいき せいかつ ちいき かつどう しゃかい  
憲法は、国民は地域で生活すること、地域で活動することや社会とかかわる  
じゆう さだ  
ことが自由にできると、定めています。

し しょうがい りゆう さべつ う しゃかい  
さいたま市は、障害があることを理由に差別を受けることがない社会をつ  
せんげん  
くることを宣言します。

し めざ しゃかい しょうがい ひと ひと ひとり ひと  
さいたま市が目指す社会は、障害のある人もない人も一人ひとりが、人と  
せいかつ うえ ひつよう けんり じゆう みと しゃかい  
して生活していく上で必要となる権利と自由を認める社会です。

しょうがい ひと ひと しゃかい いちいん おな きほんてきじんけん  
障害のある人もない人も社会の一員として同じ基本的人権をもつさいたま  
しみん し しみん たが そんちょう みらい あんしん  
市民です。さいたま市は、市民がお互いを尊重しながら未来にわたって安心して  
せいかつ しゃかい つく じょうれい せいてい  
て生活できる社会を作るために、この条例を制定します。

だい しょう そうそく  
第1章 総則

もくてき  
【目的】

じょうれい しょうがい しみん ひとり じぶん  
この条例は、障害のあるなしにかかわらず、市民として一人ひとりが自分  
い せいかつ もくてき さだ し もくてき たっせい  
らしく生き、生活することを目的として定めます。さいたま市は目的の達成を  
めざ  
目指します。

ていぎ  
【定義】

しみん  
《市民》

じょうれい しみん しない す ひと しない はたら  
1 この条例で「市民」とは、さいたま市内に住んでいる人、市内で働いてい  
ひと まな ひと  
る人や学んでいる人をいいます。

じぎょうしゃ  
《事業者》

じょうれい じぎょうしゃ しない かいしゃ お みせ  
2 この条例で「事業者」とは、さいたま市内で会社を起こしたり、お店を  
ひら ひと  
開いたりしているすべての人をいいます。

しょうがい  
《障害》

じょうれい しょうがい まいにち せいかつ ろうどう きょういく しゃかいてき  
3 この条例で「障害」とは、毎日の生活や労働、教育などにおいて社会的  
しえん ひつよう じょうきよう  
な支援が必要な状況をいいます。

しょうがいしゃ  
《障害者》

じょうれい しょうがいしゃきほんほう さだ しんたいしょうがい ちてきしょうがい  
4 この条例では、障害者基本法に定められている身体障害、知的障害、  
せいしんしょうがい ひと はったつしょうがいしゃしえんほう さだ はったつしょうがい  
精神障害がある人と発達障害者支援法に定められている発達障害がある  
ひと しょうがいしゃ  
人を「障害者」といいます。

さべつ  
《差別》

- 5 この条例では、次の(1)～(7)のことを「差別」といいます。
- (1) 毎日の生活などで知った障害のある人の名前や身の上などを誰かに  
言いふらすなどして、その障害のある人の暮らしを妨げること。
- (2) 教育では、障害のある人に必要なことを教えなかったり、支援をしな  
かったりすること。また、障害のある人やその保護者の意向を確認しな  
かったり、説明を行わないで、入学する学校を決めたりすること。
- (3) 障害のある人を雇って、仕事をさせるとき、その障害のある人が働いた  
めに必要とされる手立てを行わないこと。
- (4) だれもが利用している、病院、福祉サービスや商品の売買、不動産の  
取引などを、正当な理由なく、障害のある人の障害を理由に断ったり、  
条件をつけたりすること。
- (5) だれもが利用している建物や電車、バスなどの利用を、正当な理由なく、  
障害のある人の障害を理由に断ったり、条件をつけたりすること。
- (6) 障害のある人が毎日の暮らしに必要な情報をやりとりするときに、  
正当な理由なく、障害のある人の障害を理由に断ったり、条件をつけ  
たりすること。
- (7) (1)～(6)までのほかに、障害を理由に、障害のない他の人にくらべて、  
悪い条件を押し付けること。

ぎやくたい  
《虐待》

- 6 この条例では、次の(1)～(6)の行いのことを「虐待」といいます。
- (1) 障害のある人の体を傷つけたり、傷つけるおそれのある暴力をふるっ



たりすること。

(2) 障害のある人に性的な被害をおよぼすこと。

(3) 障害のある人に対して、ひどい暴言を浴びせたり、無視したりして心を深く傷つけること。

(4) 障害のある人が弱ってしまうほど食事を減らしたり、支援が必要なのに

そのままにしたりしておくこと。

(5) 障害のある人の財産を勝手に売り払って代金を奪ったり、年金をだまし取ったりするなどして損をさせること。

(6) (1)～(5)までのことを知りながら、または障害のある人が損をしたり病気になることが明らかなのにそのままにしておくこと。

きほんりねん

## 【基本理念】

- さいたま市、市民、事業者と病院、福祉施設、学校、職業安定所など障害者と関係のある機関が、障害に対する理解を深めること、そして障害のある人が自分らしく生き、生活することを理解することで、障害のある人に対する差別や虐待を防ぐことができます。
- さいたま市、市民、事業者と各関係機関が、協力して、障害のある人が自分らしく生きることや社会とかがわることを支援します。
- さいたま市、市民、事業者と各関係機関はそれぞれが責任をもって、障害のある人が市民の一人として地域で生活し、社会の一員として役割を果たすことができるように取り組みます。

## し せきむ 【市の責務】

さいたま市はこの条例の目的を達成するため、市役所全体で協力しながら計画を立て実行します。

## しみんなど せきむ 【市民等の責務】

市民と事業者は、基本理念にもとづいて、障害のある人に対する理解を深めるとともに、障害のある人と地域で共に暮らし、自分らしく生き、生活が  
おくれるまちづくりに努力しなければなりません。

## けいかくおよ しんこうかんり せきむ 【計画及び進行管理の責務】

市長は、市役所全体で協力しながら計画を立て、実行できるよう、さいたま市障害者総合支援計画を立てて、毎年、障害者施策推進協議会に計画の  
進み具合を報告しなければなりません。推進協議会は、報告に対して意見を述べます。

## だい しょう しょうがいしゃ けんりようご 第2章 障害者の権利擁護

### しょうがいしゃ さべつ きんしなど 【障害者への差別の禁止等】

- 1 すべての人が障害のある人を差別してはいけません。
- 2 障害のある人は、差別が行われたと思ったとき、障害者の権利に関する委員会が解決してくれるよう、市長に申し出ることができます。
- 3 市長は、差別が行われたと申し出があったときは、その差別の事実について障害者生活支援センターと協力して、調査をすることができます。この場合、調査される人は、市や障害者生活支援センターに協力しなければ

ばなりません。

しょうがいしゃ ぎゃくたい きんしなど  
【障害者への虐待の禁止等】

- 1 すべての人が障害のある人を虐待してはいけません。
- 2 さいたま市は、虐待の知らせを受けること、虐待を早く見つけること、虐待をさせないこと、これらのためにシステムを作ります。
- 3 さいたま市は、虐待された障害のある人とその保護者へ、助言や指導をするためのシステムを作ります。
- 4 市長は、障害者生活支援センターと協力して、虐待を早く見つけ、すぐに虐待された障害のある人を守ります。
- 5 すべての人が、虐待を受けたと思われる障害のある人を見つけたときは、すぐに市役所に通報しなければいけません。
- 6 市長は、虐待により、障害のある人の命やからだに、危険が生じるおそれがあるときは、障害のある人の福祉にたずさわっている市の職員に、虐待されている障害のある人の家などに行き、調査させることができます。
- 7 障害のある人の保護者、事業者、各関係機関は、調査に協力しなければなりません。

だいしょう しょうがいしゃ ちいきせいかつ しえん  
第3章 障害者の地域生活の支援

ちいきせいかつ そうごうてき しえん  
【地域生活の総合的な支援】

- 1 さいたま市は、障害のある人が安心して自分らしく生活を送ることができ、困っていることや障害の特性を理解し、支援するよう努めなければなりません。あわせて家族の負担軽減にも努めなければなりません。

せん。

- 2 障害のある人のための施設やヘルパー、福祉に関係する会社を経営する人は、障害のある人やその家族が必要としている福祉サービスを実施するように努めなければなりません。

せいねんこうけんせいどなど りようそくしん  
【成年後見制度等の利用促進】

- 1 さいたま市は、障害のため福祉サービスなどを自分で選択して利用できない人のため、サービス利用の手伝いや、預金通帳や大切な書類をなくさないように預かってくれる成年後見制度やあんしんサポート事業をスムーズに利用できるよう支援しなければなりません。
- 2 さいたま市は、成年後見制度やあんしんサポート事業を行う人を増やしていくように努めなければなりません。

しょうがい ひと す かくほ  
【障害のある人の住まいの確保】

- 1 さいたま市は、障害のある人が住みたいと思った地域で暮らすことができるよう努めなければなりません。
- 2 事業者は、障害のある人や障害のある人と一緒に住む人が住む家を買ったり借りたりするときには福祉事務所や障害者生活支援センターと協力して、障害のある人が地域で暮らしていくために必要な場所を確保することに努めます。

いしそつうなど こんなん しょうがい ひと たい はいりよ  
【意思疎通等が困難な障害のある人に対する配慮】

- 1 さいたま市のイベントやお知らせをするときは、コミュニケーションが

むずか しょうがい ひと たい ひつよう て だ おこな つと  
難しい障害のある人に対し、必要な手立てを行うよう努めなければなりません。

2 さいたま市は、コミュニケーションが難しい障害のある人に対し、パソコンや新しい技術を利用しやすくするために準備するよう努めなければなりません。

3 さいたま市は、地震などが起こったときなどに、すぐに障害のある人と連絡が取れるようにするために事前に準備をして必要な支援をおこなわなければなりません。

4 事業者は、地域で生活するために必要なサービスを提供するに当たり、それぞれの障害に対する理解を深めて、必要な配慮を行うよう努めます。

## だい しょう しょうがいしゃ じりつおよ しゃかいさんか しえん 第4章 障害者の自立及び社会参加の支援

### しょうがいしゃ しゅうろうしえん 【障害者の就労支援】

1 さいたま市は、障害のある人が働くことにより自立して生活を送ることができるよう、指定障害福祉サービス事業所などと協力して、相談や支援を行います。

2 事業所などは、障害のある人の雇用の機会を広げるとともに、その仕事が続けられるよう努力をします。

### しょうがいしゃ しゃかいさんか しえん 【障害者の社会参加の支援】

1 さいたま市は、障害のある人が地域での生活において活動が広がるよう、市民や事業所、関係機関と協力し、移動の支援に努めます。

2 さいたま市は、道路や建物などの整備、管理において、利用する障害者の

しょうがいとくせい じゅうぶん りかい ひつよう はいりよ つと  
障害特性を十分に理解し必要な配慮に努めます。

- 3 事業者は、障害者が建物その他の施設又は公共交通機関を利用するときに、その障害の特性を理解し必要な配慮を行うよう努めます。

## だいしょう しょうがいしゃ はったつ しえんおよ きょういく じゅうじつ 第5章 障害者の発達の支援及び教育の充実

### きめ しえん じっし 【切れ目のない支援の実施】

さいたま市は、障害者が乳幼児期から生涯を通じて継続した支援を受けられるよう努めなければなりません。

### しょうがいしゃ たい ほうかつてき きょういく じっし 【障害者に対する包括的な教育の実施】

- 1 さいたま市立学校は、障害のあるなしに関わらず共に学べる状況で障害者が必要とする教育を行なわなければなりません。
- 2 さいたま市は、障害者が必要とする教育を受けることができる学校を、生活する地域において選択できるよう努めなければなりません。
- 3 さいたま市は、教職員に対し、障害者に対する理解を深め、特別支援教育における専門性の向上を図らなくてはなりません。
- 4 さいたま市は、学校教育、社会教育及び生涯学習の場において、障害者に関する理解の促進を図らなくてはなりません。

## だいしょう ほそく 第6章 補則

### しょうがいしゃ けんり かん いいんかい 【障害者の権利に関する委員会】

- 1 市長の諮問に応じ、さいたま市障害者の権利に関する委員会を設置します。

いいんかい さべつ ほうしまた かいしょう しさく すいしんきょうぎかい  
2 委員会は、差別を防止又は解消するための施策について、推進協議会と  
れんらくおよ ちょうせい おこな  
連絡及び調整を行うものとします。

ちいきじりつしえんきょうぎかい  
【地域自立支援協議会】

しちょう しもん おう しょうがいしゃ ちいきせいかつ しえん かん じこう ちょうさしんぎ  
市長の諮問に応じ、障害者の地域生活の支援に関する事項を調査審議する  
し ちいきじりつしえんきょうぎかい せっち つぎ かか じこう ちょうさ  
ため、さいたま市地域自立支援協議会を設置し、次に掲げる事項について調査  
しんぎ  
審議します。

しょうがいしゃ あんしん ちいき せいかつ しゃかいしげん かいほつおよ しさく  
(1) 障害者が安心して地域で生活するための社会資源の開発及び施策に  
かかわ かだい かいけつ む けんとう おこな しえん れんけい む  
係る課題の解決に向けた検討を行うとともに、支援のための連携に向けた  
きょうぎ おこな  
協議を行います。

しょうがいしゃ ちいきせいかつ しえん しょうぐ ほうさく けんきゅう ふくしじむしょ  
(2) 障害者の地域生活を支援するための処遇の方策を研究し、福祉事務所  
およ そうだんし えん じぎょうしゃ たい ひつよう じょげん おこな  
及び相談支援事業者に対し、必要な助言を行います。

しみんかいぎ  
【市民会議】

しちょう しょうがいしゃ ふく しみん そうご いけんこうかん おこな しみん かいぎ もう  
市長は障害者を含む市民が相互に意見交換を行える市民会議を設け、  
しょうがいしゃ かん しさく かだい だ いけん すいしんきょうぎかい ほうこく  
障害者に関する施策の課題について出された意見を、推進協議会に報告しな  
ければなりません。